



安芸

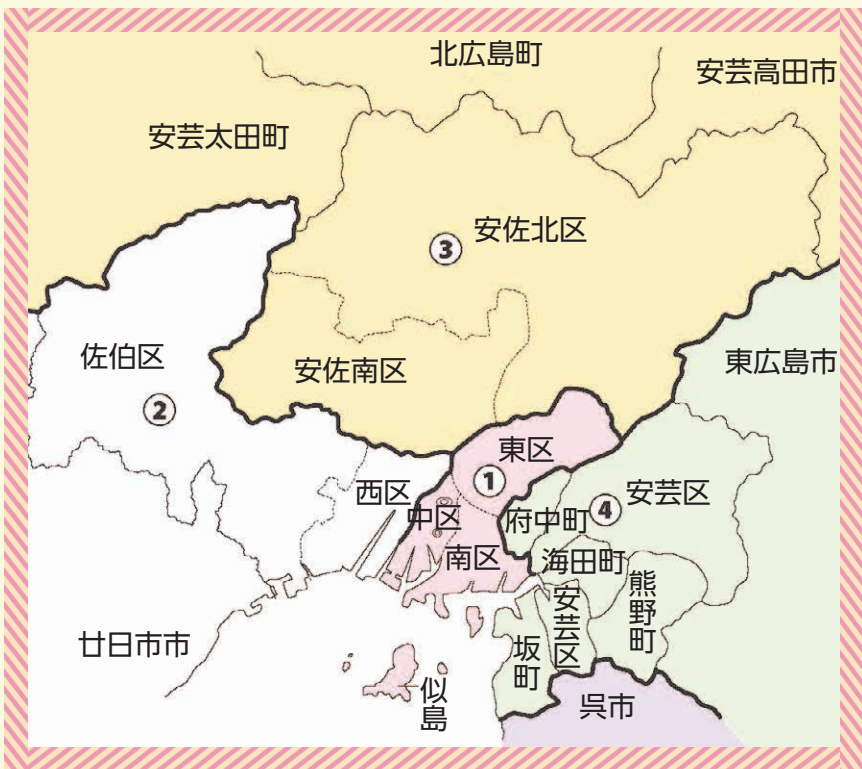
衆議院議員小選挙区の区割りが改定されました



明るい選挙イメージキャラクター
「めいすいくん」

小選挙区の再編成により、安芸区の衆議院議員小選挙区の区割りは第4区から第3区へ改定されました。次回の衆議院議員総選挙から適用されます。投票の際はご注意ください。
区選挙管理委員会事務局 (☎821-4903、㊚822-8069)

改定前



改定後



第4区から第3区へ

安芸区は小選挙区が第4区から第3区へ改定されました。市内で選挙区割りの改定が行われたのは安芸区のみです。従来の選挙区の候補者に投票した場合は無効となりますので、投票の際はご注意ください。小選挙区の改定に伴う投票所の変更はありません。

次回の衆議院議員総選挙から適用

公職選挙法の一部を改正する法律が、令和4年12月28日から施行されました。この改正に伴い、広島県の小選挙区は7選挙区から6選挙区に改定されました。また、県全体の小選挙区選出議員の定数は1人減少しました。同時に、比例代表選挙区の定数改正が行われ、中国選挙区の定数は11人から10人に変更されました。この改正は施行の日以降、初めて選挙期日を公布される衆議院議員総選挙から適用されます。(この総選挙以前に、衆議院議員補欠選挙が行われる場合、従来の選挙区によって行われます)

【衆議院議員小選挙区新旧対照表(広島市)】

旧選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区
	中区 東区 南区	西区 佐伯区	安佐南区 安佐北区	安芸区

新選挙区	第1区	第2区	第3区
	中区 東区 南区	西区 佐伯区	安佐南区 安佐北区 安芸区

安芸区は第3区です!



💡 どうして選挙区・定数が変わったの?

今回の区割り改定と定数改定は、令和2年の大規模国勢調査の結果による日本国民の人口に基づいて、一票の較差是正のために行われました。衆議院議員小選挙区の区割り改定は、10年ごとに行われる大規模国勢調査の日本国民の人口に基づき、都道府県ごとの定数配分を行った上で、各選挙区の人口較差を2倍未満とするようにしています。比例代表選挙区(ブロック)の定数改正も、10年ごとに行われる大規模国勢調査の日本国民の数に基づき、行われています。

区長新任ごあいさつ



▲安芸区長 三宅 修司

安芸区民の皆さん、こんにちは。4月1日より、安芸区長に就任いたしました三宅修司です。安芸区は、美しい豊かな自然に恵まれ、多くの歴史資源や伝統行事が残る魅力あふれるまちです。また、これらの魅力を生かした区

民の皆さんによる主体的なまちづくりが進められているとともに、さまざまなコミュニティ活動を積極的に行っていただいております。安芸区役所では、今後も職員一丸となり、地域の皆さんと連携・協働しながら地域特性を生かした個性

豊かで魅力と活力あふれるまちづくりに取り組んでまいります。皆さんのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。